

上市町不妊治療費助成について

上市町では、不妊治療を受けているご夫婦に対し、その治療費の一部を助成しています。

1. 対象者

以下の条件を満たす方

- (1) 夫婦ともに上市町に住所がある
- (2) 法律上の婚姻をしている夫婦である
- (3) 医療機関において不妊治療を開始している
- (4) 各種医療保険に加入していること
- (5) 生活保護法による保護を受けていないこと



2. 助成内容

(1) 助成額および助成期間

- ・ 1夫婦1年間20万円を限度に、**3年間**助成を受けることができます。
※助成対象期間は、助成を開始した不妊治療の診療月から12か月後の末日までを1年として数えます。
例) 治療開始日：5月15日 助成対象期間：5月15日～翌年5月31日(1年目)
6月1日～翌年5月31日(2・3年目)
- ・ **申請後に出産した場合(又は妊娠12週以降に死産に至った場合)は、再度対象期間を設定することができます。**

(2) 助成の対象となる治療費

医療機関で支払う本人負担金のうち

- ・ 保険診療適用分
(不妊症治療のための検査、排卵誘発剤、人工授精、体外受精、顕微授精、男性に対する治療に係る費用等)
- ・ 保険診療適用外分の検査費、診療費
※不妊症診断のための検査費、入院費、病衣費、食事療養費、文書料その他の不妊治療に直接関係のない費用は対象となりません。

3. 申請・請求の手続き

(1) 申請兼実績報告

治療開始日から1年以内に下記の必要書類を準備し、手続きを行ってください。

※富山県特定不妊治療費助成の受給も希望される方は、そちらの申請を先に行ってください。

必要なもの

- 上市町不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- 上市町不妊治療費助成事業受診証明書(様式第2号)
- 夫婦の被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- 医療機関が発行する不妊治療に要した費用の領収書及び診療報酬明細書(いずれも原本)
- 本人または配偶者名義の金融機関の通帳の写し

※下記は該当の方のみ

- 富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し
- 富山県特定不妊治療費助成決定通知書の写し
- 高額療養費の限度額適用認定書又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- 出産又は死産したことを証明する書類(母子健康手帳など)…再度対象期間を設定する方のみ

裏面へ 

(2) 決定及び支給

書類審査の結果、助成対象に該当した場合は、受給資格証と上市町不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書を送付し、助成金を指定の口座に振り込みます。

※助成対象に該当しなかった場合は、上市町不妊治療費助成金不交付決定通知書（様式第4号）を送付します。

4. 申請窓口

上市町保健センター（つるぎふれあい館2階）

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分

(参考) 申請から支給までの流れ

- ①医療機関で治療方針が決定、治療開始
- ②上市町保健センター窓口又は上市町ホームページより、必要書類を準備する。
- ③治療開始日から1年以内に申請兼実績報告をする。
- ④町から助成金の交付決定及び額の決定の通知（郵送）
- ⑤助成金の支給（請求後約1か月以内に指定口座へ入金）

※県の助成受給を希望される方

町へ申請する前に富山県中部厚生センターで手続きをお願いします。

— ご不明な点などありましたら、上市町保健センターにお問い合わせください。 —

【問い合わせ先】 上市町役場福祉課保健班（上市町保健センター）

住所：〒930-0361 上市町湯上野1176番地

電話：076-473-9355

